

平成31年第1回京丹波町議会臨時会

平成31年 2月 6日(水)

開 会 午前10時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第5 議案第2号 土地の取得について
- 第6 議案第3号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 1番 岩田 恵一 君
- 2番 野口 正利 君
- 3番 坂本 美智代 君
- 4番 東 まさ子 君
- 5番 村山 良夫 君
- 6番 谷山 眞智子 君
- 7番 西山 芳明 君
- 8番 隅山 卓夫 君
- 9番 森田 幸子 君
- 10番 山田 均 君
- 11番 山下 靖夫 君
- 12番 谷口 勝己 君
- 13番 北尾 潤 君
- 14番 梅原 好範 君

15番 鈴木利明君

16番 篠塚信太郎君

4 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（6名）

町長 太田昇君

副町長 谷俊明君

参事 伴田邦雄君

参事 山田洋之君

総務課長 中尾達也君

医療政策課長 中川豊君

5 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 藤田正則

書記 山口知哉

開議 午前10時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回京丹波町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番議員・東まさ子君、5番議員・村山良夫君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第1号ほか2件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

2月1日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報常任委員会が1月16日から5回にわたり開催されました。

本日、全員協議会が開催されました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について～日程第6、議案第3号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正

予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第6、議案第3号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 本日ここに、平成31年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、まちづくりの基本理念である助け合いと活力のある健康の里づくりに向けまして、喫緊の課題である子ども子育て支援の充実と人口減少対策を重点的に推進するため、組織体制を見直し、機能強化を図るとともに、新庁舎の建設や認定こども園の開設を見据えた体制を整備することを目的として機構改革を行おうとするものであり、これに伴う関係条例の改正をお願いしております。

主な内容としましては、企画政策課を企画財政課に改め、各種計画と財政の一体的な推進を図ってまいります。次に、監理課を廃止し、総務課に契約検査係を置き、業務を実施いたします。次に、子育て支援課をこども未来課に改め、認定こども園の整備を初め、子どもの健やかな成長を育む体制を強化いたします。次に、商工観光課をにぎわい創生課に改め、商工観光の振興を初め企業誘致や移住定住施策の推進、町内の移動支援対策を一体的に行い、地方への人の流れとにぎわいを創出してまいります。

このほか、必要な組織体制の見直しを行うとともに、主幹を管理職級に位置づけ、組織の機能強化を図ることとしております。

議案第2号 土地の取得につきましては、現在進めております新庁舎の整備に伴い、災害備蓄用倉庫等建設用地や災害防除など一体的な管理を行うことを目的とし、庁舎敷地北側の山林6,743.13平方メートルを町内在住の個人21名から1,753万2,144円で取得することを願います。

議案第3号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、老人保健施設サービス勘定において不足する嘱託職員人件費の補正を願います。

のであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、今回の機構改革であります。先ほどの町長の提案理由説明にもありましたように、まちづくりの基本理念であります助け合いと活力のある健康の里づくりに向けまして、喫緊の課題であります子ども子育て支援の充実、人口減少対策を重点的に推進するために、組織体制を見直し、機能の強化を図るとともに、今後予定をしております新庁舎の建設や認定こども園の開設を見据えた体制を整備することを目的として行うものでございます。

今回の改正に係ります関係条例でございますが、行政組織の改編に伴いまして4つの条例を改正する必要がありまして、関係条例の整理に関する条例としまして、まず第1条におきまして、京丹波町課設置条例の一部改正、第2条としまして、京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正、第3条としまして、京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部改正、第4条としまして、京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部改正の規定をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、3枚目から新旧対照表を付けておりますので、これによりまして順に説明をさせていただきます。あわせて、本日、参考資料としまして、お配りをしております課等組織の比較表につきましてもご覧をいただけたらと存じます。

まず、第1条関係の京丹波町課設置条例の改正でありますけれども、対照表の右側が旧条例、左側が新条例となっております。

第1条の課の設置でありますけれども、右側の第1条第2号に監理課とあります。それから、第3号の企画政策課を削りまして、旧条例の4号から6号をそれぞれ1号ずつ繰り上げをしまして、第7号の子育て支援課をこども未来課に改め、第6号とし、旧条例の8号から9号をそれぞれ1号ずつ繰り上げまして、第10号、商工観光課をにぎわい創生課に改め、これを第9号としまして、旧条例の11号から12号をそれぞれ1号ずつ繰り上げまして、最後に旧条例第1号を第2号として、新たに企画財政課を第1号として加えるものでございます。

次に、第2条でありますけれども、課の分掌事務を明記しております。次のページにか

けまして、企画財政課では1号から3号につきましては従前のおりでありまして、新たに第4号に財政運営及び財産管理に関することを加えております。次に、総務課でございますが、新たに第4号としまして、監理課の所管業務でありました工事、物品等の入札、契約、検査及び指導に関することと、第5号に企画政策課所管でありました交通安全に関することを加えております。次のページに入りまして、こども未来課でございます。こども未来課では、第3号としまして、教育委員会です管をしておりました認定こども園に関することを加えております。次に、農林振興課では、第1号の経済一般に関することについていうのを削りまして、第3号の農林業土木一般に関することの土木一般を削りまして、旧条例の第2号から第4号を1号ずつ繰り上げるとともに、新たに第4号としまして、企画政策課です管をしておりました地域資源の循環利用に関することを加えております。次に、にぎわい創生課でございますが、ここでは企画政策課所管でありました地域振興に関することを第1号に、また、町営バス運行に係る交通対策に関することを第3号に配置しまして、新たに移住、定住に関することを第2号に、また、商工観光課所管の商工観光の振興及び労働行政に関することを第4号に、企業誘致の推進に関することを第5号にそれぞれ規定をしたものでございます。なお、このほか条例ではございませんが、関連いたします機構改革といたしまして、保健福祉課に健康推進室を、教育委員会に設置をしておりました認定こども園建設推進室をこども未来課にこども園整備室として、また、にぎわい創生課に商工観光室を設置し、機能強化を図ることとしております。また、企画政策課に設置してありました地域資源推進室は農林振興課に地域資源推進係として設置し、保健福祉課に設置してありました地域保健福祉室は、地域保健福祉係として配置をすることとしております。

次に、次のページに入りまして、第2条関係でございます。

京丹波町職員の給与に関する条例の改正でございますが、条例の第3条関係の別表第1の表中、4級の主幹を管理職に位置づけ、5級に加えるものでございます。あわせまして、農業委員会の事務局長を管理職として同じく5級に加えるものでございます。組織の機能強化を図ることを目的としております。また、主幹につきましては、設置します、あるいは設置してあります室の室長の職を予定してあります。

次に、1枚めくっていただきまして、第3条関係でございます。

京丹波町職員の管理職手当に関する条例の改正につきましては、管理職手当を支給する管理職を指定するというものでありまして、監理課長を削りまして、企画政策課長を企画財政課長に、子育て支援課長をこども未来課長に、商工観光課長をにぎわい創生課長にそれぞれ改め、新たに農業委員会事務局長及び主幹を加えるものでございます。

次に、ページをもう1枚めくっていただきまして、第4条関係でございます。

京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の改正では、審議会の庶務を所管いたします課名を子育て支援課からこども未来課に変更をするものでございます。

以上、議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようによろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号 土地の取得につきまして、補足説明を申し上げます。

現在進めております新庁舎の整備に伴いまして、必要となります庁舎敷地北側の山林、蒲生蒲生野272番1でございますが、全体の面積が1万6,180平方メートルでありまして、このうちの6,743.13平方メートルを取得するものでございます。

取得価格としましては、1,753万2,144円であります。

契約の相手方は、京丹波町内在住の個人21名でございます。個人21名につきましては、蒲生野山林管理組合の構成員となっております。

1枚めくっていただきまして、資料1をお願いいたします。公図の写しでございます。

今回購入を予定しております土地の位置でありますけれども、中央部の赤く着色をしております部分でございます。先ほども申し上げましたように全体面積が1万6,180平方メートルのうちの6,743.13平方メートルでございます。この隣接しております下側にあります土地が、新庁舎の建設予定地でありまして、敷地面積は1万8,033平方メートルとなっております。

1枚めくっていただきまして、資料2をお願いいたします。

この図面につきましては、既存施設を取り壊す前の現況平面図でありまして、ここに今回土地を取得します予定の範囲を赤色で着色をさしてもらったものでございます。

次に、あと1枚めくっていただきまして、資料3でございます。

新庁舎の配置計画図に土地の取得予定範囲を赤色で着色しております。取得いたします土地につきましては、新庁舎の建設予定地の北側の山林でございます。主な目的といたしましては、町長の提案理由説明にもありましたように、災害備蓄倉庫2棟の建設、それから公用車庫の敷地として必要になるものでございます。この配置図の赤色着色の中に災害備蓄倉庫2-1、2-2というふうにありますように、こちらに災害備蓄倉庫の建設を予定しておりますとともに、その左下側が公用車の車庫ということで、公用車の車庫につきましても一部用地がかかっているというそういう計画となっております。

また、山林に隣接しまして防災拠点となる新庁舎を建設するということになりますので、

山林の法面からの倒木等の恐れもあることなど、災害の防除を行うために敷地の裏山の斜面を一体的に取得し、適切な管理を行うこと。また、山林は竹林化をしております、荒れている状況でもありますので、山林保全等を含めまして、景観の整備や、あるいは設計ワークショップの中でも提案のありました散策路等の整備につきましても、今後検討をしたいというふうを考えております。

また、表紙のほうに一旦戻っていただきまして、取得価格でございます。この取得価格につきましては、本日1枚資料を提出しております。「取得する土地について」ということとお配りしておりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。不動産鑑定士によります土地の鑑定評価を行いまして、それを基準としまして、当該用地の利便性、まあ利便性といいますのは、例えば公民館等施設までの移動距離でありましたり、そういう用地の利便性、それから宅地化への影響ということで、今後この施設が宅地化の可能性があったり、あるいは道路への接近の度合いであったり、そういった影響、それから地勢の状態ということで、標高でありましたり、傾斜の状況、そういった個別的な要因の格差を算定しまして単価を算出しております。基準地の不動産鑑定評価額は、2,100円でありまして、これに基準地との個別的な要因格差、先ほど説明をいたしました各要因の積み上げで1.218倍というふうになりまして、単価にこの率を乗じますと1平方メートル当たり約2,600円となりまして、最終的には、21名の共有土地ということもありまして、端数の整理を行い、総額で1,753万2,144円とさせていただいたものでございます。

それでは、議案のほうを読み上げさせていただきます、提案とさせていただきます。

議案第2号 土地の取得について

京丹波町新庁舎整備事業用地として、下記の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月6日提出

京丹波町長 太田 昇

- 1、土地の表示、所在地 京丹波町蒲生蒲生野272番1の一部、地目 山林、地積 6,743.13平方メートル
- 2、取得価格、1,753万2,144円
- 3、契約の相手方、京丹波町内在住の個人 21名

以上でございます。

補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） それでは、議案第3号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、老人保健施設サービス勘定の補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

議案の事項別明細書1ページをご覧ください。

1款、総務費でございますが、今回の補正は歳出における事業間の組み替えを行うものであり、補正額はゼロ円とし、補正前の額1億3,197万円に増減はございません。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございますが、この一般管理費は一般管理事業、人件費、嘱託職員等人件費の3つの事業で構成しております。一般管理事業、こちらは臨時職員が対象となる事業費でございますが、この賃金を143万7,000円減額し、嘱託職員等人件費、まさしく嘱託職員を対象とした人件費でございますが、こちらの賃金へ143万7,000円を組み替えさせていただくものでございます。

最初に増額側です。嘱託職員の賃金が不足した理由が2点ございます。

1点目でございますが、この事業所であります和知老健施設では、平成30年4月のスタート地点で嘱託職員8名の体制で勤務しておりました。しかし、7月末で1名が退職してしまい、以降8月からは7名の体制で勤務しております。つまり、前半の4カ月が8名体制、後半の8カ月は7名の体制ということでございます。予算の見直しを行ったところ、本来ならば年間の支給月数を88カ月で算出すべきところ、退職職員を除いておまして84カ月分で算出し、4カ月分少ない賃金で年間支出額を算定しておりました。この不足額が86万1,000円となります。

2点目でございますが、嘱託看護師の夜勤手当でございますが、正職員の看護師は、先ほど申しあげました一般管理費の人件費から支出いたしますが、嘱託看護師の夜勤手当はこの嘱託職員等賃金から支出する区分としており、全ての夜勤手当が人件費分に含まれていると誤認識していたため、嘱託職員の夜勤手当分、年間57万6,000円が不足することとなりました。

1点目の86万1,000円と2点目の57万6,000円、あわせまして143万7,

000円の補正をお願いするものでございます。

認識不足が生じておりましたので申し訳ございませんでした。

次に減額側の一般管理事業、臨時雇用賃金でございますが、この財源は、新規採用の臨時介護士6カ月分を見込み160万5,000円の予算を準備しておりましたが、残念ながら採用には至らなかったことから、未執行となっているこの予算のうち143万7,000円を減額するものでございます。

したがって、一般管理事業費143万7,000円の減額、嘱託職員等人件費143万7,000円の増額、補正額はゼロとなります。

以上、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。

梅原議員。

○14番（梅原好範君） 今回、提案されております行政組織の一部改編、これにつきましては、その内容に目を向けますと、財務運用の強化、そして移住者窓口の一本化、さらにこども園開設を見据えた組織の強化と、いずれにおきましてもはっきりした目的が見え、その推進を願いながら、賛同するところでございます。

しかしながら、私が一つ残念に思いますのは、本町の防災対応に対する強化が盛り込まれておらない。これは、本町は、ここ数年毎年のように深刻な災害に見舞われ、特に昨年におきましては、甚大な被害に襲われた被災者の方は、机上の復旧は進んでおりますものの、目に見えた復旧は全く進捗しておらず、現在も応急処置が施されたままの年末、年始をおくっておられ、まだまだ先の見えない不安を抱えておられます。そうした中で、もちろん財務、移住者対策、新しくこども園の円滑な進捗は必ず求められるものでございますが、それよりもまず被災を受けられた方に安心を与える町の体制を提案することも、また必要なことだと考えます。私の見落としとして新しい体制図の中に防災体制の強化及び機能の改善が求められているのか、それともそれよりもまず提案されている内容を優先したまちづくりを進めていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員ご指摘のとおり、安心安全なまちづくりというのは、本当に何にも増して重要な課題であるという認識はしております。

今回の組織の中では、従来の総務課にあります危機管理室、この危機管理室の中でそういった対応も行っていくということで、その危機管理室を独立した課にするとか、そういったことまでには至っておりませんが、この中でしっかりと安心安全なまちづくりについてもこれも重要な課題であると認識しておりますので、取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 町長の決して防災は後回しにしないんだよと、防災対応を強化することで町民の皆さんに安心を届けていくという姿勢は確認させていただきました。しかしながら、この議案を見ておりますと、危機管理室にさらに安全対策という所管が加わったということで、課員にはまた苦勞が増えたのではないかと危惧するところでございます。総務課内、また全職員で手分けをしながら最終的には被災者の方、また町民の方に広く安心を届けられるまちづくりを目指してください。

（「質疑やなかったんかい、今の」と山田議員の発言あり）

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 質疑やったら質疑してもらわんと。いっつも言わはるさかいに。

私もちょっとお尋ねしときたいんですが、1点は、第1条関係に関わってですが、今回、課の変更ということで、企画政策課を企画財政課ということなんですけども、この課の設置の第1条を見ますと、これまで1号が総務課になっとったんですが、これ企画財政課が1号ということで、順序からすれば総務課より上に置かれておるんですけども、これ、どういう位置づけということなのかどうかということと。

これまで、総務課長は参事級というように聞いておったんですけども、今回この企画財政課を1号に持ってくるということは、この企画財政課を参事級ということにするのか、総務課長を参事級扱いにするのかどうか、ちょっとその点ですね、どのような扱い方をされるのか、1点伺っておきたいと思います。

それから、監理課の関係なんですけど、今回、監理課を廃止して総務課の中に入れるということなんですけども、これまで監理課の分掌事務を見ておりますと、入札の資格とか審査及び選定、そして工事とか物品の入札、契約、検査、指導と、その他公共事業の適正執行に関する事ということと、監理課が担当しておったんですけども、これを総務課の1つの部署にして、工事、物品等の入札、契約、検査及び指導に関する事ということになりまして、これまで監理課が担っておった入札の資格とか審査及び選定とか、その他公共事業の適正執行に関する事ということのをどこが担当するのかということと。

もともと監理課を設置したというのが、合併直後に収賄事件が起きて、それから入札に関わる点については監理課を設置ということで、そういう位置づけでされたわけですけども、そういうものについて一定の役割を果たしたということで、今回監理課を廃止ということなのかどうか、ちょっと廃止の理由を伺っておきたいと思います。

それから、2条関係で、今回、主幹、農業委員会事務局長を5級ということなんですけども、結局管理職ということで当然5級ということになるんですけども、これ7人管理職に引き上げるということになりますので、人件費についても相当関わってくると思うんですけども、大体的見通しといたしますか、見込みとしてはどれぐらいの財政が膨らむといたしますか、増えるというように見ておられるのか、伺っておきたいというように思います。

とりあえず、その点伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目でございますけれども、これまで分掌事務の部分につきまして総務課が1号という形で整理をしておりましたけれども、今回の機構改革によりまして、企画部門の計画、それから総務課関係の財政という主要な部分が一緒になるということもありまして、位置づけ的にまず一番上のところに位置づけをさしていただいたということで、特段の大きな意味合いはございませんけれども、総合的な部署ということで、位置づけを一番上にもっていったということでございます。

それから、総括課長でございますけれども、これまで総務課の課長が総括という形でできておりますが、総括課長は置くことができるという状況でもございますので、まだ現段階でどちらに主眼を置いてという部分につきましては、まだ整理ができていないという状況でございます。

それから監理課の業務でございますけれども、今回、監理課を廃止しまして、総務課内に係として位置づけをしておりますけれども、総務課内で監理課がこれまでやっておりました業務の内容につきましては、全てその係で対応をするということで整理をさしていただいたものでございます。合併当初の状況から比べますと、業者の数につきましても大幅に減ってきているという状況もございますなり、また、一定入札制度の電子入札につきましても、一定の確立をしているということもございまして。規模の縮小という整理を今回さしていただくものでございます。

それから、第2条関係で、今回主幹、それから農業委員会の事務局長が管理職級ということになりますので、当然、給与等も上がるということになります。年間で概算というか試算をしまして、主幹級から管理職級にということで、年間で1人当たり約53万5,000

0円の増加を見込んでおります。6つの室と農業委員会の事務局長ということで、7人の想定をしますと、53万5,000円乗じまして約374万5,000円の増加が見込まれるところでございます。逆に課長補佐級の時間外手当でございましてけれども、年間で全体の課長補佐級の実績から算定をしまして、年間で1人当たり67万7,000円ということになりまして、7人を乗じますと、473万9,000円の部分が削減をされるというふうに試算をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 監理課の関係でございましてけれども、合併後、業者が大幅に減っていると。電子入札ということでございますが、あわせて町内の業者が減っておるということは、町外からの業者の入札参加も増えておるといえると思うんですけども、そういう面から、こういう監理課を置いてしっかり監理をしていくといたしますか、そういう必要性はないのかどうかということと。今、見直しの体制で、これまで起こったようなことは、どういう形でどういうチェックをするということなのか。監理課という位置づけを置いたということからすると、やっぱり必要だということで置いたわけでございますので、当然そういう面では、町外の業者がいろいろ入札に参加するということは、職員の対応のレベルですね、技術的なレベルも上げんなんというのは当然だと思うんですけども、そういう取り組みですね、やっぱりそういう必要性がやっぱり私はあると思うんですけども、職員のレベルアップといたしますか、業者を指導するわけでございますから、そういう面もあわせてどのように考えておられるのか、ちょっと伺っておきたいというように思います。

それから、今、職員の管理職の関係については、時間外手当が多かったということで若干マイナスになるという説明もあったわけでございますけれども、結局それだけ職員が働いておったということでございますので、管理職が増えるということは、職員にそういうしわ寄せがいくということも考えるわけなんですけども、職員体制の問題については、これまでから募集してもなかなか集まらないというようなことも聞いておるわけでございますけれども、そういう配置をしっかりとっておかなければ、結局管理職を増やすことによって職員の負担も増えてくるということも考えるわけなんですけども、その辺の対応、対策というのは考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、監理課を置く必要性でございましてけれども、先ほども説明をさせていただきましたように、一定、電子入札が普及をしておりますして、正確な入札の

執行が可能になったというところでございます。当然、業者指導など監理課で行ってまいりました業務というものは、係となって総務課に変わりましたが内容は変更ございませんので、従前どおり監理、運営につきまして、執行をしていくこととしております。また、この入札業務に携わります職員につきましても一定研修会等を積んでレベルアップ、スキルアップを図っているところでございますので、その体制につきましても今後も従前どおり技術の習得等に重点を置きまして、進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、職員の体制でございますけれども、民間の経営状況等が非常にいいということも一因ではあると思っておりますけれども、地方公務員への志望というものが非常に少なくなってきた現在のところでございます。一定、新しい職員を募集しておりますけれども、十分な応募もないというような今の状況ではございますけれども、職員の確保というものは引き続き実施をしましてまいりますし、現有の職員の中で効率よく行政運営ができますような、そういう組織の運営につきましても今後さらに研究等をし、実施をしましてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今回の機構改革は、合併後、一番大きい機構改革だと思うんですけども、本来、この提案を臨時会ということじゃなしに、定例会に提案して、委員会なんか通じて十分議論をして、審議をして、そして方向を決めていくということが、本来あるべき姿ではないかと思うんですけども、あえて、今回臨時会にこういった機構改革を提案されたというのはどういう理由なのか、1点伺っておきたいと思っております。

それから、あわせて、これによって職員の負担が起きないのかどうか。聞いておりますと、非常に時間外が多いということで、職員の負担が大きいということも聞いておるわけでございますけれども、そういう面でいうたら職員の確保、なかなか集まらないということでございますけれども、それから考えますとやっぱり京丹波の職員のラスパイレス指数が京都府下で2番目に低い位置だということのも、なかなか職員が集まらないという一つの要因でもあると思うので、やっぱりその辺の改善もしながら職員確保をしていかんと、どんどん職員がいろいろ病気になったり、行き詰まったりして、やっぱり辞めるということも起こっておるわけでございますので、やっぱり働きやすい職場をつくっていくということもあわせて必要かと思っておりますので、あわせてその点伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、この臨時会をお願いしている理由でございますけれども、4月

からの人事異動を定例異動という形でやる中で、やっぱり組織もあわせて機構改革をしていきたいという中で、3月定例会では内示等の関係もありますので、臨時会でお願いをしたというところでございます。

それからこの機構改革によって職員の負担が増えるかということでございますけれども、機構改革自体で職員の負担が増えるというようなことはないのではないかというふうに考えております。職員の確保につきまして、京都府内でも賃金水準が低いというようなことで、しっかりと増やしてはどうかという提案でございますけれども、もちろんそういう施策もしていく必要があるのかなとは思っておりますけれども、一方で、財政が許す範囲内ということもありますので、そういったバランスをとりながらやっていく必要があると思いますので、職員確保のためだけに人件費を上げていくということもなかなか実際問題できないような状況であるということ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 機構改革についてという資料をいただいている、企画財政課に財産管理係を置いて、それから普通財産の管理及び債権の管理を総合的に推進するとあります。その中の債権の管理を総合的に推進するということについてであります。これまでいろいろと水道代とか介護保険の利用料や保険料、あるいはまた、いろんな使用料とか利用料について滞納などがあったということでありまして、これは、いろんな課にまたがるそういう債権について、一括管理をしていくということによいのか。それを一歩前進させて、そういう困難な状況にある個人について、生活再建に向けたそういう取り組みについてまで総合的に考えていかれるのかどうか、その点について1点お聞きしておきたいと思っております。

それから、にぎわい創生課の中で、国の創生戦略に基づき、都市から地方へ人を呼び込むということで、いろいろと説明いただいたわけでございますけれども、これまでも5カ年計画でいろいろと総合計画のそういう計画をつくってきたというそういうこともありますが、今後さらに国の進める創生事業というのは、国から地方へ人を呼び込むということで、今説明はありましたけれども、具体的にはもっと何かあるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 機構改革の資料の中の財産管理係の企画財政課内に設置する財産管理係なんですけれども、こちらのほうで通常の普通財産の管理、それから主に私債権となりますが、私債権を含めた債権の管理を進めていくということでありまして、これまで

から一定の組織化はされておりますけれども、具体的に重点的にやってきたということがこれまでありませんでしたので、そういったところで総合的に総括するとか、取り扱うところということで、そういう調整的な機能をこちらのほうで持たしていきたいということでございます。さらに踏み込んでという部分まではまだいきませんので、まずは、債権の管理について窓口となって、総合的な推進を図っていくということでの位置づけとしております。

それから、にぎわい創生課の業務でございますけれども、今も国の創生戦略等に基づきまして本町も創生戦略を立てておりますけれども、そういった計画に基づいて国の交付金を活用した事業の推進を現在も図っているところでございまして、今後におきましても、一定その第1弾の戦略的な計画部分での事業の執行が終わろうとしておりますので、今度はその整備をした施設をさらに活用していき、伸ばしていくというようなそういうソフトの対策面に今後入ってこようかというふうに思っております。そうした中で、どういうメニューということではありますけれども、メニューを考えますのはそれぞれの自治体になりますので、これまで創生戦略に基づく交付金事業を活用してまいりましたので、それを今後は生かしていく施策を考え、立案して、取り組んでいきたいと、そういう流れとなっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっとお聞きをしておきたいと思うんですが、今回、企画財政課ということで、この財政の管理といういろんな事業関係等を統合するようにされたことは、昨今の財政事情から考えて、非常に的を射ているというんですか、限られた財源を有効なものから使っていくという体制になるのだというように理解をして感銘を受けていますが、そのとおりかどうか確認をしておきたいと、このように思います。

それから次に、先ほどの東議員からありました総合的管理というのは、ともかくは調整機能をと、こういうことなんですけども、再三私以外からも議会で提案がありますように、やはりその管理、収納体制の窓口を統一すると、1つにするということが大事だと思いますので、ぜひ、まあしていただけたらと思うんですが、次の機会には、ぜひそういう体制に調整するだけじゃなしに、その課が収納に対して全ての管理ができる体制にしてもらえたらいいんじゃないかなと、このように思います。

それから、もう1点は、その主幹を置くこと、いわゆる管理職にすることによって、先ほどの話によりますと、いわゆる主幹の管理職手当と時間外手当を比較するとどっちかい

うたら時間外手当のほうが多かったということになるんですが、これは職員組合には、もう承認が得られているのかどうか。下手をすると時間外手当を減額する対策というようにとられないかどうか懸念をしていますが、その辺をお聞きしたいと思います。

それからもう1点、これはもう長らく言われてるように、地方自治体っていうんですか、国も含めてだと思っんですけども、いわゆる縦割り行政で、実際窓口に行くと、A課行け、B課行け、C課行けというように振り回されるとというのが町民の方々からの苦情の1つにあるわけですけども、今回、主幹7人を入れられるということになりますと余計そういう権限の範囲は複雑になってきて、横割りに改善するんじゃなしに、逆行して縦割りが強くなるんじゃないかという懸念を持っているんですが、その点がどうなのかお聞きをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目の企画財政課でございますけれども、先ほど来説明をさせていただいておりますように、計画というのは財政と本来セットで動くものでございまして、その財政の計画の策定、あるいは予算付けまで一体的にやることによりまして、効率化を図りますとともに、より正確なといいますか、精度の高い計画ともなるというふうに考えておりますし、執行の段階におきましても連動しているということですので、適切、的確な事業運営がなされることというふうに考えております。

それから、債権管理の関係でございますが、まずは、整理に対して総合的に所管をする部署をとということでの位置づけとなっておりますので、また今後条例等の整備なり必要になってくると思いますが、まずはその入り口のところでしっかり骨組みをして、それから運用を図っていききたいというものでございます。

それから、今回、主幹を管理職に引き上げるという関係でございますけれども、事前に職員組合のほうにも説明をさせていただいております、理解はいただいているところでございます。当然、組合を含めて職員全てですけれども、働きやすい職場というものをやっぱり誰もが願っているところでございますので、残業のない働きやすい職場っていうものを念頭に置きながら、職員の適材適所の配置でありますとか、研修であったり、健診であったり、そういうものをしっかりと充実をさせていききたいというふうに考えております。

それから、課内に室が設置をされ、さらにそこが管理職級ということになるわけですけども、一定、責任もしっかりその室等で果たしていただきたいということもありますし、そこは、1つの課として十分な連携をさらに強めていっていただくということも目的の一

つとしておりますので、機構改革をすることによってかえって複雑になるというような方向というものは考えていないというふうに思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております、議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案の理由は、太田町長の公約である、助け合いと活力ある地域づくりとして健康の里づくりに向けた機構改革として、1つに喫緊の課題として、子ども子育て支援の充実と人口減少対策を重点的に推進するため、組織体制の見直し、機能強化を図るためとしております。2つには、新庁舎建設や認定こども園の開設を見据えた体制を整備するとしております。また、そのためにこれまでの12課を11課に改編し、各課の分担についても見直しをするとされております。本町では、合併特例措置の段階的縮減が始まっており、平成31年度は合併算定替と一本算定との差額の70%の減額となり、一段と財政状況は厳しさを増していくとしております。財政担当部署を設置するという事は当然必要ですが、まちづくりを取り組む企画担当が財政も担当することで、思い切った考えや発想をする上で弊害になるのではないかと懸念しております。幅広い、柔軟で、そういった考え方が抑えられるのではないかと懸念しております。財政は、行財政を総括する総務課が担当するのが必要ではないかと懸念しております。その中に財政室をしっかりと設けて取り組むことが必要と考えます。また、監理課の廃止は、課の設置目的が十分果たされたのか。入札に伴う収賄事件が起これば、二度と同じ事を繰り返さないために設けられた課ですが、入札、契約、検査を総務課の係で、監理課が担ってきた役割が十分に目的が果たせるのかははっきりさせておくべきです。次に、にぎわい創生課が人口減少対策などを担うとしております。昨日開催された研修会の講師、富野副学長は、人口減少対策ではなく、女性が住みたくなる魅力ある地域づくりが必要との提案もされました。そうした視点に立って、まちづくりの重点はこれだと町民にもわかりやすく示して取り組む体制をつくるべきと考えます。人事管理では、主幹、農業委員会事務局長を管理職に位置づけ、

組織の機能強化を図るとしております。今回、新たに設けられる各室に主幹を配置するとされており、これにより7名の管理職を増やすということになります。総務課では3人の管理職を配置する、こういうことになります。これでは、職員を萎縮させることになると非常に思います。しかも主幹を管理職にして、次期課長候補により近いポストにして設置するという説明もありました。これは、職員間に分断を持ち込むようなことではないか。こういうことはすべきでないと指摘するものであります。この内容では、町長の健康の里づくりに向けた方向が見えてきません。お年寄りから子どもまでが、京丹波町の全ての地域で健康で安心して暮らせる状況をどうつくっていくのか、町民に示すべきです。最後に今回の機構改革は、町民にとって直接影響を受ける重要な議題です。町長は、機構改革について、十分な時間をかけて議論をして進めていくべき問題ではないという考えをお持ちなのか。また、何故町民にとって重要な機構改革を臨時会ではなく定例会に提案しなかったのか。12月の定例会に提案して十分な審議を行う議題だと考えます。今回の機構改革は、合併後、最も大きな行政執行の改革であります。町民にとっても直接影響を受けます。機構改革は、当然定例会に提案して、委員会での審議、十分な時間をとって検討され進めるべきです。臨時会の短時間で決めるべきではありません。これでは、町民が置き去りにされていると言えます。これが、町長が目指す助け合いと活力ある健康の里づくりであれば、町民目線ではなく上から目線であることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 15番議席、鈴木利明でございます。

議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の討論を行います。

課の配置は、ご案内のとおり、町民の生活を支え、行政の窓口となる重要な行政組織であります。このことから、反対の意見もありましたので、私から賛成討論を行います。

本件、改正の中核をなす京丹波町課設置条例の一部改正の主な改正点は、1つは、現在の12課から監理課を廃止して11課とするものであります。さらに総務課から財政係を分離し、企画政策課と併合して企画財政課を創設するものであります。3つ目には、商工観光課に地域振興、移住定住の促進、さらには交通対策を加えて、にぎわい創生課を創設するものでございます。さらに、子育て支援課をこども未来課として、認定こども園を担当することとされております。また、教育委員会、社会教育課の文化財係を文化スポーツ係とするなどがございます。先ほども申しましたように、組織は簡便で丁寧で、しかも効率

的な組織ではなくてはなりません、重要施策の推進は、室を創設して6室の体制とすることとする一方、分散施策も一体的に推進体制がとられているところであります。先ほど梅原議員が指摘いたしました防災体制の強化は、従来に増してしっかりと対応していただくことを私からも求めるものであります。今回の改正は、本町の現状を直視した改正である。簡便、効率的、丁寧な行政推進体制が構築されているとして、高く評価するものであります。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

議案第1号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 土地の取得についての質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 今回、土地の取得ということで提案されております。提案説明がありましたように、蒲生蒲生野272番1の一部を取得するということであります。かつて、第2回の特別委員会でしたか、いろいろと現地を回ったりして説明もいただいたときだと思んですけども、この民地について、そのときには、購入するとも、まだ検討はするんだというふうな担当職員の方の説明もあったわけですが、今回、課長の説明では、災害の備蓄倉庫を2棟、それと公用車の車庫の一部がこの山林にかかるんだということで、取得するということであります。また、山林の法面について、倒木の恐れもあるので防除をするために取得をして一体的に管理をするということでありますし、竹林であるので、山林に復元をし、散策路の検討をするというそういう説明でありました。町長は、この新庁舎の建設について建設費の軽減ということをいろいろと表明をされてきたわけでありまして、この山林について、当初計画と同じ面積を取得するということであります。規模も縮小したんだというふうに言っておられることから、やはりこの山林を当初計画と同じ面積を取得する必要はあったのかどうかという点が1つと。あるいはまた、こ

の資料3を見せていただいておりますと、来庁者用の駐車場が100台分ということですが、いろいろと経費、建設費削減というそういう前提にたったならば、こういう駐車場の見直しとか、配置の関係とか、あらゆるそういう軽減のための裁量というか、方策というかそういうことが検討されなくてはいけないと思っておりますが、そういう点について、とことん軽減に向けたそういう考慮がされたのかどうか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 庁舎の関係でありますけども、見直しをして、縮減をしていくということで、まず皆さんご案内のとおり、そもそもの計画から教育委員会を和知に残すことによって規模の縮小を図ったところでありまして、当初の計画では、さらに広い庁舎の計画になっておりましたけれども、それを縮小したことによって、当初はその山林を購入して、山林を切り崩して、そこに擁壁をつくって、庁舎も建てるということでありましたが、そこは縮小して、山林を切り崩して工事をするというところまではせずに縮小してきたわけでありますけども、やはり庁舎の真横にある山林ですので、一部もかかっておりますので取得する必要がありますし、一体的に管理をしていく必要があったということでもありますので、そういったことで取得をさせていただくものでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、駐車場の関係のご指摘でありますけども、駐車場をどのように見直せばどれぐらいのコストカットになるのか、もしよろしければご教授をいただけたら大変ありがたいというふうに考えるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 山林の関係でありますけども、規模も縮小されたということで、当初計画と同じ面積を購入しなくても、取得するにしても面積を縮小して、この倉庫の設置でありますとか、公用車の関係の施設の関係など、できるのではないかと。まるっば当初計画と同じそういう面積が必要とされた原因というのは、ただ山林の、まあいけば防除の関係のことだけなのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 山林として斜面で庁舎のほうに向いておるわけでありますので、必要な所だけを購入するというにしますと、ほかの所の管理が行き届かないという点があると思えますし、また、不動産としてみた場合に、その斜面で一体的になっておるわけですから、下だけを買って、ほかの所を買わないというようなことにしましても、その利

活用の問題で非常に窮屈な土地になるかというようなこともありますので、一体的に購入をさせていただくということでございます。

駐車場の関係につきましても、どういうふうに見直しをすればコストが削減されるのかご教授いただきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 我々も専門家やないんでね。町長が専門家、設計者にそういう指示をされたら、当然またそれはそれでそういう意見も踏まえて絵を描かれると思いますので、素人にどうかと言うのではなしに、必要ではないかという意見を申し上げたので、それに対してそういう答弁については、専門家、設計者にそういう指示を町長がされたらそれはそれでまた絵を描いてもらえるというように私は思いますので、その点申し上げておきたいと思います。

ちょっと私がお尋ねしておきたいのは用地単価の関係なんですけど、今回不動産鑑定評価ということで、それを基準にしたということなんですけども、普通、道路とかというのは工事をするときには町が買収したりするわけですが、そのときには一つの基準として公共用地の取得の単価を基準にして交渉をずっとされるわけなんですけども、この公共用地取得の基準単価ですね、山林の場合にはどういう単価になっておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、やはり、そういう周辺の用地を町が取得したいということで、買い手と売り手の関係ですれば、そういう単価が出るとはわかりませんが、実際、竹林になつとるということでございますので、山林そのものの値打ちとすれば非常に下がっていると、こう思いますので、その点も含めてちょっとお尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今、手元に資料のほうを持ち合わせておりませんので、一般的な公共の単価というのがご報告できない状況でございますが、一般的には2,000円程度かというふうに理解はしております。近隣の土地の取引の価格でいきますと、1,800円程度かというふうに思っております。

今回の土地の取得に関しまして、一定、大規模な山林の面積を取得するというのもありまして、鑑定評価のほうもさせていただいて、それを参考に単価のほうを算出ささせていただいたというものでございまして、従来の宅地等の取引上での売買の額等というのが、今回のケースに全て当てはまるものではないということもございまして、そういうような手法をとらさせていただいたものでございます。なお、価格につきましては、先ほども申し

上げましたように、土地の活用の部分の評価というものも一定加味をさしていただいた上で、地元所有者との交渉をさせていただいたということでございまして、最終的に2,600円でお世話になるということで決着をしたという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 丹波マーケスのときもこの不動産鑑定評価で決めたわけですが、町が土地を町の用地として購入する場合に不動産鑑定評価を基準とするのは、この場合には不動産鑑定士と、この場合には公共用地の基準という何か基準があるのかどうか。町民からすれば、たまたま庁舎の建つ所にあった土地は、いわゆる不動産鑑定で購入したと。周辺の土地は公共用地の単価やと。こういうことが起こりうるわけですから、やはりその辺は町民からすれば、やっぱり納得できないという部分もあるわけですから、町からすれば、庁舎を建てるという上において必要やという考え方かもしれませんが、現状を見れば山そのものの値打ちというのはもう竹林になってと、そういうものが高い単価で買ってもらうということにもなれば、非常に一般の住民からすれば、やっぱりその辺については行政不信も起こるんじゃないかと思うんですけれども。先ほどありましたように、近隣のいわゆる単価というのは1,800円程度やということでございしますので、やはりそれに近い単価として交渉すべきだと思うんですけれども、そういう考えはなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 用地取得にあたりましては、今回庁舎の整備に係りましての山林の取得ということで、取得面積も比較的大きな面積にもなっておりますので、そうしたことから一定土地の評価というものを定めた上で、それをもとに話をさせていただくということでの交渉とさせていただいたところございまして、通常の道路改良でありますとか、そういったものとは異なるということでの理解でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと私気になるのは、今後、認定こども園は今の場所を使うわけですが、そういうような建物やら敷地が必要になった場合、こういう一定の面積の場合は不動産鑑定評価でやるということのいわゆる一つの例になっていくと思うんですけれども、やはり特別な事情を除いて、やっぱり公共用地の取得基準をもとにして、やっぱり交渉して、そらまあ若干の増減はあったとしても、あくまでもそこを基準に私はすべきだと思うんですけれども、そういう考え方ではないのか。一定の規模になれば不動産鑑定評価を基準にすると、こういう考え方なのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 実績は積み上げてはきておりますし、いろんな場合、条件の取得というものも先進とか過去の事例等から、あるいは現状の現況であったり、実績であったり、そういうところで価格として提示をするというのが通常かと思えますし、今回につきましては、先ほども申しあげましたような大規模な面積でもありますし、そういう事情も加味しながら、一定その土地の持つ価値というものを評価したというものでございまして、それが今後全てのことにおいて鑑定評価が必要だというようなこととは考えておりませんので、状況によつての措置というふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山下君。

○11番（山下靖夫君） 取得土地の面積のことでお尋ねしたいと思うんですけども、この6,743.13平方メートル、これは公簿の台帳面積なんでしょうか。それとも実測された面積なんでしょうか。ちょっと、これをまず1点お尋ねしたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 測量をした面積でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山下君。

○11番（山下靖夫君） 測量面積で取得ということですが、これに測量とか、いろんな登記とかの経費というのはどのようになっているのでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 測量の経費につきましては、当然業務委託を行っておりますので発生をしております。なお、本土地につきましては、面積が、申しあげましたように1万6,000平方メートル余りありますので、分筆を当然する必要がありますので、一定、その分筆等に係りますものを含めまして測量を実施しております。

○議長（篠塚信太郎君） 山下君。

○11番（山下靖夫君） 実際、この金額が1,753万2,144円プラス測量経費等いろんな経費が、分筆も含めまして入ってくるんですね。そういうことで今後財産目録等に記載されるわけですか。お尋ねいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 取得に係りましての業務委託でありましたり、そういったものにつきましては、財産台帳のほうには計上はされません。工事の執行にあたっての事業費ということでの積算、積み上げとなってまいります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今回のこの土地取得については、それぞれ説明をいただきまして、災害防除と、そしてそれをこれから山林に復元して散策路もということではありますが、そうすれば、今回のこの取得のお金以上に、また今後、さらにこうした管理について出てくるのは当然かと思うんですけれども、そういった試算というものは、どのように試算されているのか。どのぐらいという計画的なものがあるのであれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在のところ、山林を取得しまして、一部山林、隣接の買収以外の所への進入路とか、そういった部分の多少の支出は見込まれておりますけれども、取得をしたのちの景観の形成であったり、そういったところの金額につきましては、まだ試算はしておりません。また、管理道とか、散策路とかそういったことにつきましても、今の時点では明確な計画というものは立ててございませんので、今後、新庁舎の整備にあわせて、必要となります部分について改めて試算等をしていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） いろいろと町長のほうから逆質問みたいなのもありましたけれども、やはり町長自身がその事業費の削減というのを表明されているわけでありますので、この山林についても用地単価のところの説明されたように標高とか傾斜の状況なんかは、標高もそんなに高くはないし、傾斜もそんなに急な傾斜でもないので、防除とかそらそういう面では、まるっぼ当初計画と同じようにこの面積を取得しなくてもいいのではないかというふうに思っております。そういう点では、当初の町長のその意思をもっと貫かれてもよいのではないかなというふうに思っております。

駐車場についても100台必ず必要じゃなくても、目の前には自然公園もあるので近くに駐車場もありますし、本当にその事業費の削減というのであれば、もっともっと裁量の余地はあるのではないかというふうに言っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 山林でありますけれども、当然そういう一体的な管理をする上で必要になってくるということで、やっぱり斜面が横にあるわけですから、しっかりと管理をしておかないと防災上の危険削除にはならないということでありまして、また当初の公約と違うんじゃないかというご指摘もいただいておりますけれども、当初は、削って、擁壁で固め

て、敷地にしてしまう。これは、相当な金額がかかったはずでありますけども、それをやめて斜面のままで残すんですけども、やっぱり防災上は必要だということで、管理をしていくということで、そこは当初の公約どおり建設経費の大きな削減を行ったところであります。

それから駐車場の関係でありますけども、どうやら駐車場をそんなにつくらなくてもいいんじゃないかというご指摘のようでありますけども、他の京都府の施設であります丹波自然運動公園に町が無断で駐車をするというような恥ずかしいまねはできませんので、やっぱり必要な台数はしっかりと確保をしていくということでご理解をいただきたいというふうに思うところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほどの質問に重なるかもわかりませんが、私も二、三お聞きしておきたいと思います。

まず、もうそろそろ新庁舎全体の事業費っていうのを算出していただかないと、この前の建設用地代金もそうでしたし、今回の土地購入もそうですけども、全体がわからないけど、これは必要やから買っていくというのでは何か私は不安に思いますし、町民の方も不安に思っておられるんじゃないかと思います。そういう意味で、ひとつもうそろそろ、全体どうなって、当初34億2,000万円やった計画が29億5,000万円になるのか、もっと縮小ができるのかということをはっきりできる時期がなかったら、いつになったらそれができるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、今申し上げたことは私が接する人だけか知りませんが、やはりできるだけ庁舎は固定的な資金ですので、投資資本を少なくしてほしいというのが、どちらかというと個別に聞けば民意になるかと思うんですが、その辺のことについてどうお考えなのかということが聞きたい。

それから、もう1点、今回購入の用途は、災害備蓄倉庫を建設ということでしたので、私の思い違いかも知れませんが、当初には、公用車のガレージの2階部分にそれを設置することによって、災害のときに下のガレージを、例えば支援物資の配分場所に活用するとか、ボランティア活動の受付場所にするとかというような活用をするというような話を承ったと思うんです。で、その計画がいつの間にか変わってるんですけども、そうしたらこの用地は買う必要もないんじゃないかなというように思います。それが何故変わったのか教えてほしいと思います。

それから、鑑定の基準地っていうのが、近隣の山林なのか、それとも宅地なのか、お聞きをしときたいと思います。

それから、先ほどありました分筆費用等ですね。これは、一般的には売主側が準備をするものでして、買主側がその負担をするっていうのは一般常識では若干違うように思うんですが、その辺の解釈はどうなっているのかお聞きをします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ちょっと最初の2つほどについて、お答えさせていただきます。

総合的に庁舎の費用、いくらかかるんだということでありまして、それについては、庁舎の建設計画でいろいろと計画をしてお話をしている部分があります。これもそうは言いましても設計段階の金額でありますので、坪単価を予測して、それを掛けているという状況でありますので、これを実際に施工をする段階になって、入札ということでそこがいくらになるかという問題が1つはございます。それと別に、その道路の問題でありましたり、排水路の問題で、これがいくらになるか。これは、わかり次第、開示はさせていただきますと思いますけれども、今、詳細に設計をしたり、どういう方法がいいかというのを模索しているところでありまして、今しばらくのご猶予を賜りたいというふうに考えるところでありまして。

それから、2点目の庁舎の関係でありますけれども、町民の方もいろんなご意見があるというふうに思いますし、私も何回も議会のほうでもお話をさせていただいておりますが、決して華美なものとか豪華なものをつくらうというような気持ちは全くありませんし、できるだけ少ないコストでつくりたいということで考えております。しかしながら、庁舎でありますので、そのまちのシンボルでもありますので、あまりに寂しいものではやはり町民としても恥ずかしい思いをしますし、しっかりしたものといいますか、京丹波町らしいものをしっかりとつくっていく必要があるというふうに考えております。そういう中で、町内産の木材を使って、町の林業の振興にもつながる町内産の材木を使って、木造で設計をするということで、今、詳細設計のところをもう少し詰めておるところでありますので、そういう面では、いろんなご意見はあるとは思いますが、私としては、町民にとって誇りがもてるすばらしい庁舎にして、なおかつコストはその中で必要最小限にとどめたいという思いで、今設計業務をお願いしておるところであります。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 次に防災倉庫でございますけれども、もともと2階建てだったの

ではというようなお話ではありましたが、当初の計画におきまして、備蓄倉庫というのは、また単体で備蓄倉庫として、いわゆる北側の町道寄りの所にもともとは、計画の案ですけども、位置しております、今回防災倉庫ということでお示しをしております部分につきましては、もともと車庫が建設を予定されておった部分かというふうに思っております。そういったところも、この新庁舎の配置の形とか、そういったものも計画を検討する中で配置を変えたり、駐車場の位置を変えたりとか、いろいろと検討をしてくている段階でございます、ほぼ基本設計の段階で固まってまいりましたのが、公用車の車庫の位置、あるいは災害の備蓄倉庫の位置というのが今回お示しをしているような所に計画として上がったというところでございます、そこを含めて用地のほうを取得させていただくということで、本日用地取得の1つの要因としまして、防災倉庫の建設というものも上げさせていただいたところでございます。

それから、今回、鑑定を入れております土地でございますけども、この今回購入を予定しております272番1という土地の北側ですね。その北側で評価をしていただいたというところでございます、その評価に対して、今回購入する土地の条件とか、そういったものを加味した上で、指数のほうを計算しまして、鑑定評価の額に乗じて最終的な額を決定したというものでございます。

それから、この登記、用地を購入しますことに係ります経費ですね。経費につきましては、本町のほうで準備をし、お願いをし、土地を分けていただいて、最終的に町のほうが登記等を行うということでの協議もしておりますので、本町の経費ということで計上をさせていただいたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 事業計画っていうんですか、事業費そのものの規模等については、ひとつできるだけ早く示していただくように努力をお願いしたいと思います。

それから、2つ目の、町長がおっしゃってる京丹波町らしいということで、木造を中心にした木質の建築物を建てるということだと思っておりますが、2週間ぐらい前の新聞記事で、美山か京北だったと思っておりますが、今度、小中統合の学校を建設するというので、36億円ほどで8,300平米ぐらいの建築がされるということですけども、この新聞の内容を見てますと、あそこでも、やはり柱とかそういう力の加わるこは、鉄骨またはRCにして、内装を木材中心にするというような計画になってました。そういう意味から考えますと、確かに京丹波町の木材を使ってするというのも大事ですけども、もしもコストが高つくんなら、そういう力の加わる部分、梁とかそういうところは、木材以外で考えると

かというようなことも一考していただいて、それでも京丹波町にふさわしい建物ができると思いますので、ぜひ頭の隅にでも置いておいていただきたいと、このように思います。

それから、もう1点、その備蓄倉庫の話ですけども、私が間違ってたかもわかりません。ただ、これは、視察した自治体がそういうことになってたんかもわかりませんので、ちょっとそれは誤解ですけど、そういうことで活用されてるところがあります。そういうことをすれば、この用地は不用になるんやないかなというように思います。もう一度改めてお聞きしときます。

それから、北側の土地とおっしゃったんは、宅地なのか山林なのかお聞きをしたいと、このように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今度の庁舎も決して全部を木造にするっていうのは最初から言っておられませんで、その耐震等の、建物の構成も、建てるためにも必要な所は鉄筋コンクリートでつくるということでやっております。どんな新聞記事が載っておったかわかりませんが、今は、東京オリンピックの関係もありまして、鉄というのは非常に値上がりをしております。鉄骨でつくった場合のコスト比較っていうようなことは最初から行っておらないわけですけども、今、新たに何かを注文するような場合、仮設のものであっても、鉄でできたプレハブよりも木造でつくったほうがプレハブをつくるよりも安いというような話も最近では聞くところでもありますので、そういう意味では町内産の木材でつくるということで、コストカットにもつながっているというふうに私は認識をしておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 一つは防災倉庫の関係でございますけども、公用車の用地、それから隣接して、防災備蓄倉庫ということで、その部分が今回購入します土地の一部に当然かかってはおりますけども、それを含めまして、先ほど来町長も申し上げておりますように、新庁舎の背面部にあたるということで、一体的な防災面での管理も必要かということから用地の取得に至ったものでございます。

それから、土地の鑑定評価につきましては、同じこの272番1の北側ですけども、山林でございます。同じ山林での評価をいただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） その山林がちょっと高いように思うんですけども、それがどうかということと。

それから、この算出のところで修正値1.218を掛けてあるんですが、普通は、山林

の場合はマイナス要素になると思うんです。というのは、一つは傾斜地というのは、三角計算でいきますと斜面の部分と底の部分ですね、三角の。それは、角度、いわゆる山の傾斜の度合いによって非常に少なくなって、大体3分の1か6分の1ぐらいというのが一般的に言われている。山林の購入の場合はね。そう言われているのに足してあるのがひとつわからない。

それからもう1点、この部分というのは、道がないわけですね。不動産の鑑定の大事な要素の一つに、進入路がない物件というのは価値が低いというのが当たり前の話なんですけど、普通はこの1.218を掛けるんじゃないのに、0.何ぼになるのが普通だと思うんですが、何でこういう特異なことがしてあるのかお聞きをします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、鑑定の評価をもとに個別的要因の格差ということでお示しをしておりますように、土地価格の評価にあたりまして、土地価格比準表というものを活用しております。不動産の鑑定の評価が入りました土地と今回購入します土地、評価地を基準地として今回購入します土地を対象地ということで順次比較する項目がございまして、その項目の中でここに掲げておりますような利便性でありますとか、宅地化、将来的にそこを宅地化したときに、どういう影響というか、宅地化する可能性があるかないかとか、そういったもの。それから標高でありますとか傾斜の地勢の状況ですね。こういったものをそれぞれ基準地と比較をするものでございまして、調査をしました基準地に対しまして対象地のほうが、交通の便等でありましたら、例えば地域の集会場に近いかどうかというようなことでありましたり、宅地化等の影響という部分では、国道に面している、あるいは近いというような状況とか、そういったところで係数的には、0.幾らという状況じゃなくって、プラスになる要素が高うございまして、そういったところで1.218というプラス要素が、評価地から今回の購入対象地に比較して、そういう指数が出ておりましたので、単純にその指数を評価地の単価に掛けて算定したということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております、議案第2号 土地の取得に

ついて、反対討論を行います。

今回、提案されているのは、新庁舎整備事業用地として、蒲生蒲生野272番1、山林、1万6,180平方メートルの一部、6,743.13平方メートルを1,753万2,144円で購入するというものでありますが、これだけの面積を購入する必要があるのかどうか、根拠がはっきりいたしません。町長は、新庁舎建設の規模、構造、工法、仕様を見直し、建設事業費を削減すると表明されておりましたが、事業費の削減であれば、土地購入でも、あるいはまた質疑で申し上げておりましたが、駐車場などももっと裁量の余地が出てくるのではないのでしょうか。また、購入するにしても必要最小限にすべきであります。これでは、当初計画と何ら変わりはありません。日本共産党議員団は、新庁舎について、単にお金を節約すべきと言っているではありません。今後予定されている必要な大型事業として新庁舎を初め、認定こども園、庁舎付帯道路、排水路事業、火葬場整備などあります。さらに合併による地方交付税の優遇措置もなくなり、交付税も減らされている状況であります。今後、ますます財政状況が厳しくなることは、町長も9月、あるいはまた、12月議会で表明をされているとおりであり、住民負担増が考えられます。町の財政状況を踏まえた、町民にとって使いやすく、できるだけコンパクトで低コストの庁舎建設を共産党議員団は提案をしてみました。現庁舎の職員規模ならば15億円から16億円で建設できるという答弁もありました。財政見通しでは本町の将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は、28年度の資料では121%で府下で3番目に高く、29年度はさらに高い128.7%でありました。実質公債費比率は14.2%で府下で2番目に高い、あるいはまた、一人当たりの地方債残高は、これも2番目に高い状況であります。9月議会では、決算状況から行財政改革が必要であるとし、12月議会では31年度の予算編成方針を策定したと報告され、新庁舎、あるいは認定こども園の整備など、大型事業に取り組むことから、財源の確保とさらなる経費の削減に取り組みと報告もありました。地方自治体の仕事は住民福祉の増進であります。今、暮らしやすさ、子育てしやすさがこれまで以上に求められております。住民の切実な願いの実現に財源をまわすことが重要ではないのでしょうか。町民にとって使いやすい必要最小限の庁舎を目指すこと。暮らし優先と将来負担軽減を求める町政運営が求められていることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

議案第2号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案3号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

議案第3号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成31年第1回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

本日は大変ご苦勞様でございました。

午前11時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 東 まさ子

〃 署名議員 村山 良夫